

民有地の樹木の管理をお願いします！！

◇道路にはみ出している樹木、枯れている木等の剪定、伐採を◇

道路沿いの樹木が道路上に倒れたり、枝が落ちたりなどして、交通事故などの大きな事故につながる可能性があります。

車両や通行者の安全確保のために、道路管理者としても適切なパトロールを行っていきますので、道路に接する民有地等に樹木を所有している方も、樹木を適切に管理していただくようお願いいたします。

◇伐採・剪定を行う前に連絡を◇

道路や歩道に民有地からはみ出した樹木や倒木によって被害が発生した場合は、樹木の所有者が損害賠償等の責任に問われる場合があります。

伐採や剪定の作業をする際、危険が及ばないように交通規制をしたり、斜面からの石が道路上に転がり落ちたりしないように防護処置をお願いいたします。作業される前には、出張所まで連絡をお願いいたします。



郡山維持出張所	024-932-4486	国道 4 号 栃木県境～本宮（日本橋まで） 国道 49 号 平田村～猪苗代（中山トンネルまで）
会津若松出張所	0242-23-1241	国道 49 号 猪苗代～新潟県境